

名古屋市寡夫福祉資金条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 5月29日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第71号

名古屋市寡夫福祉資金条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市寡夫福祉資金条例施行細則（令和 4年名古屋市規則第 141号）の一部を次のように改正する。

第 5条第 3号イただし書を次のように改める。

ただし、当該寡夫の被扶養者が独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の 2第 1項に規定する学資支給金（以下「学資支給金」という。）の支給又は大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8号。以下「大学等修学支援法」という。）第 4条第 1項の規定による授業料の減免（以下「授業料減免」という。）を受けることができるときは、当該額から当該学資支給金の月額と当該授業料減免の年額を12で除した額（その額に 1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）との合計額に相当する額を控除した額（当該額が 0を下回る場合には、 0とする。）

第 5条第11号イただし書中「第 8条第 1項」を「第 4条第 1項」に改め、「の減免」の次に「（以下「入学金減免」という。）」を加え、「その」を「当

該」に、「減免の」を「入学金減免の」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市寡夫福祉資金条例施行細則の規定は、令和 7年 4月 1日から適用する。